

羽島市告示第160号

令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金支給要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、影響を受けた羽島市内に所在する地域で求められる医療の提供をしている医療機関等（以下「医療機関等」という。）に対し、医療の提供の継続を支援し、経営の安定を図ることを目的に支給する令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）に関し、羽島市補助金交付規則(昭和44年羽島市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる医療機関等（以下「対象医療機関」という。）は、令和5年4月1日時点で、羽島市内に開設している医科診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション及び薬局とする。

2 前項に規定する医療機関等は、次の表の左欄に掲げる医療機関等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に該当するものとする。

医科診療所及び歯科診療所	保険医療機関であり、かつ、令和5年4月1日時点でその指定をされており、支給申請時点まで事業を継続（指定登録理由変更により継続している場合を含む。）して実施しているもの
助産所	医療法(昭和23年法律第205号)第8条に基づき都道府県知事に届出して事業を継続して実施しているもの
訪問看護ステーション	指定訪問看護事業者であり、かつ、令和5年4月1日時点でその指定をされて

	おり、支給申請時点まで事業を継続（指定登録理由変更により継続している場合を含む。）して実施しているもの
薬局	保険薬局であり、かつ、令和5年4月1日時点でその指定をされており、支給申請時点まで事業を継続（指定登録理由変更により継続している場合を含む。）して実施しているもの

3 対象医療機関のうち病床をもつ医科診療所又は助産所を加算対象医療機関（以下「加算対象医療機関」という。）とする。

（給付金の額及び給付回数）

第3条 給付金の額は、別表のとおりとし、給付回数は1回限りとする。

2 加算対象医療機関には、前項の額に令和5年4月1日時点における許可病床1床につき、95,000円を加算する。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を申請しようとする対象医療機関（以下「申請者」という。）は、令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、令和5年8月31日までに市長に提出しなければならない。

（支給決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定をしたときは、令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金支給決定通知書（別記第2号様式）により、支給しないことを決定したときは、令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、給付金の支給を決定した申請者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

（実績報告）

第6条 給付金の支給の決定を受けた者は、令和6年2月29日までに令和5年度

羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第7条 市長は、前条に定める実施報告書を受領した場合は、審査を行い、適当と認めるときには、令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金確定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（支給の取消し等）

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が給付金を支給することが適当でないとして認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、令和5年度羽島市地域医療機関等物価高騰対策給付金支給決定取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、市長が定める期限までに当該支給決定者に対し、その返還を命じるものとする。

（関係書類の保管）

第10条 支給決定者は、この給付金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、給付金の支給を受けた翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（報告又は調査）

第11条 市長は、給付金の支給に関して必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に対し、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

2 申請者又は支給決定者は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときには、これに応じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月3日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に支給決定した給付金に係る第8条から第11条までの規定については、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

対象医療機関	1 医療機関等あたりの給付金の額
医科診療所、歯科診療所、助産所	200,000円
訪問看護ステーション、薬局	100,000円